

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目次

- ◇ 示 ひな白痢検査の実施
解除予定の保安林
- ◇ 告 行政書士試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百三十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十二年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応 別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月十八日	鳥取市	各種鶏場
十九日	"	"
二十日	"	"
二十一日	"	"
二十二日	気高町	"
二十三日	"	"
二十四日	鹿野町	"
二十五日	"	"
二十六日	青谷町	"
二十七日	"	"
二十八日	郡家町	"
三十日	"	"
三十一日	鳥取市、智頭町	"
十一月六日	用瀬町	"
七日	"	"
八日	鳥取市	"
九日	"	"
十日	気高町	"
十一日	"	"
十三日	鹿野町	"
十四日	岩美町	"
十五日	"	"

十六日	智頭町	〃
十七日	郡家町	〃
二十日	鳥取市	〃
二十一日	〃	〃
二十二日	〃	〃

鳥取県告示第六百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

- 米子市和田町字浜田灘東一の一、三の四、字御崎川尻北三〇九九の一、三一〇〇の一、字東灘北三一五〇の一、字上大灘東北三一五一の九、三一五一の一〇、字上松中東三二七三の一、字下灘屋敷東三二七四の五から三二七四の八まで、字中屋敷東三四三六の九から三四三六の一二まで、字灘中屋敷東三四三七の二三から三四三七の一六まで、字上灘屋敷東三六一〇の九から三六一〇の一まで、字二割屋敷東三六八八の一三から三六八八の一五まで、大篠津町字東五七の三、五七の四、字安田三八四の三、三八五の二八、字戒六九〇の二八、字東の二七二の一三、字高場八五〇の二一、八五一の三（以上三十四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(三) 解除の理由

道路敷地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

- 境港市佐斐神町字砂浜一 七の一三、字砂浜二 八の一〇、字砂浜三 二五の九、字砂浜四 二九の一、小篠津町字上灘一の三九、字中灘二三六の一二、字御崎灘二五七の六、二六五の九、字下灘二八九の一〇、新屋町字川向前三三四五の一六（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課並びに米子市役所及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

行政書士法（昭和28年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により公告する。

昭和42年10月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和42年10月31日（火）午前10時から

(2) 場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁第6会議室

2 試験の科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう（(1)及び(2)については、択一式による。）

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令
- (2) 一般常識
- (3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して3年以上になる者
- (3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 欠格事由

次の(1)から(5)までに該当する者は、行政書士となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 禁治産者又は準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しないもの
- (4) 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 行政書士法第14条第1項の規定により登録取消しの処分を受け、当

該処分の日から2年を経過しない者

5 受験願書受付期間

昭和42年10月13日（金曜日）から昭和42年10月26日（木曜日）までとする。郵便による場合は、昭和42年10月26日（木曜日）午後5時までの着信のものに限る。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前1年以内に撮影した上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町1丁目鳥取県総務部地方課あて提出すること。

7 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

8 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。ただし、郵便により照会する場合は、返信料として15円切手を同封すること。